

V 中小企業者等の法人税率の特例の延長

〔制度の概要〕

中小企業者等(租税特別措置法第42条の3の2の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等をいい、法人税法第66条第6項各号及び同法第143条第5項各号に掲げる法人を除きます。)の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率については22%から18%に引き下げられています。また、連結納税制度においても、中小企業者等(協同組合等又は特定医療法人を除きます。)が連結親法人である場合の税率については単体制度と同様に、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率については年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が23%から19%に引き下げられています(旧措法42の3の2、68の8)。

〔改正の内容〕

中小企業者等の法人税率の特例について、23年3月改正法により適用期限が平成23年6月30日までの間に終了する各事業年度まで3ヶ月延長され、23年6月改正法によりその適用期限(平成23年6月30日)が平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度まで9ヶ月延長されました(措法42の3の2、68の8)。

なお、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度の税率は、従来どおり法人及び所得の金額の区分に応じ次のとおりとなっています。

区分		税率
な普通 社法人 人等 ・ 人 格 の	中小法人等又は 人格のない社団等 (措法42の3の2①一)	年800万円以下の部分 18%
		年800万円超の部分 30%
	中小法人等以外の法人及び相互会社	30%
一般社団法人等及び公益法人 等とみなされている法人 (措法42の3の2①二)	年800万円以下の部分	18%
	年800万円超の部分	30%
公益法人等 (措法42の3の2①三)	年800万円以下の部分	18%
	年800万円超の部分	22%
協同組合等 (措法42の3の2①三、②)	年800万円以下の部分	18% (19%)
	年800万円超の部分	22% (23%)
	特定の協同組合等の 年10億円超の部分	26%
特定医療法人 (措法42の3の2①四)	年800万円以下の部分	18% (19%)
	年800万円超の部分	22% (23%)

(注) 表中のかっこ書きは、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率を表します(法81の12、措法68の100)。

VI その他主要な改正事項

1 棚卸資産の切放し低価法の廃止

〔制度の概要〕

法人が各事業年度終了の時において有する棚卸資産の価額は、時価の下落について評価損を計上しない原価法と評価損を計上する低価法のいずれかの方法により評価した金額となります。

このうち、低価法については翌期首において評価損に相当する金額の戻入れ益を計上するいわゆる洗替え低価法と戻入れ益を計上しないいわゆる切放し低価法のいずれかの方法によることとされています（法29②、旧法令28①②）。

〔改正の内容〕

棚卸資産の評価について、低価法のうちいわゆる切放し低価法が廃止されました（法令28）。

なお、連結納税制度においても、同様の措置が講じられています（法81の3）。

〔適用時期〕

平成23年3月31日以前に開始した事業年度（平成23年4月1日以後に開始し、かつ、平成23年6月30日前に終了した事業年度を含みます。）における期末棚卸資産の評価額の計算については、従来どおり適用されます。なお、平成23年4月1日以後に開始し、かつ、平成23年6月30日以後最初に終了する事業年度の直前の事業年度において切放し低価法の規定の適用を受けていた棚卸資産の平成23年4月1日以後に開始する各事業年度（平成23年6月30日前に終了する事業年度を除きます。）終了の時における評価額の計算については、当該棚卸資産は、その法人が当該棚卸資産を当該直前の事業年度終了の時における評価額により取得したものとみなされます（改正法令附則5①②）。

2 仮決算をした場合の中間申告書の提出に係る見直し

〔制度の概要〕

普通法人は、その事業年度（一定のものを除きます。）が6月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、前期基準額（前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額をいいます。以下同じです。）などの所定の事項を記載した申告書（以下「中間申告書」といいます。）を提出することとされています（法71①、81の20①）。

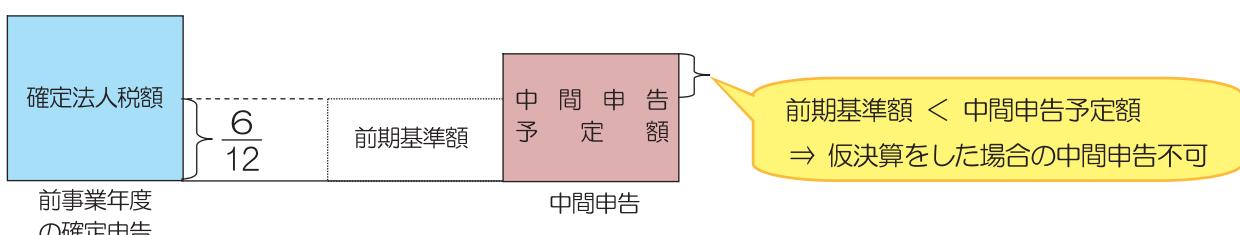
なお、この中間申告書を提出すべき法人（一定の法人を除きます。）が当該事業年度開始の日以後6月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、中間申告書に代えて、当該所得の金額又は欠損金額などの所定の金額を記載した申告書（以下「仮決算をした場合の中間申告書」といいます。）を提出することができます（法72①、81の21①）。

〔改正の内容〕

仮決算をした場合の中間申告書は、①仮決算をした場合の中間申告書に記載すべき法人税の額（以下「中間申告予定額」といいます。）が前期基準額を超える場合及び②前期基準額が10万円以下である場合（前期基準額がない場合を含みます。）には、提出できることとされました（法72①）。

なお、連結納税制度においても同様の措置が講じられています（法81の20①）。

《イメージ図》（①の前期基準額を超える場合（一年決算法人））



〔適用時期〕

平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます（23 年 6 月改正法附則 10）。

3 清算中法人等の株式等に係る評価損の損金不算入

〔制度の概要〕

内国法人の有する資産について、次に掲げる場合には、一定の評価損の額を損金の額に算入することとされています（法 33②③④、令 68、68 の 2）。

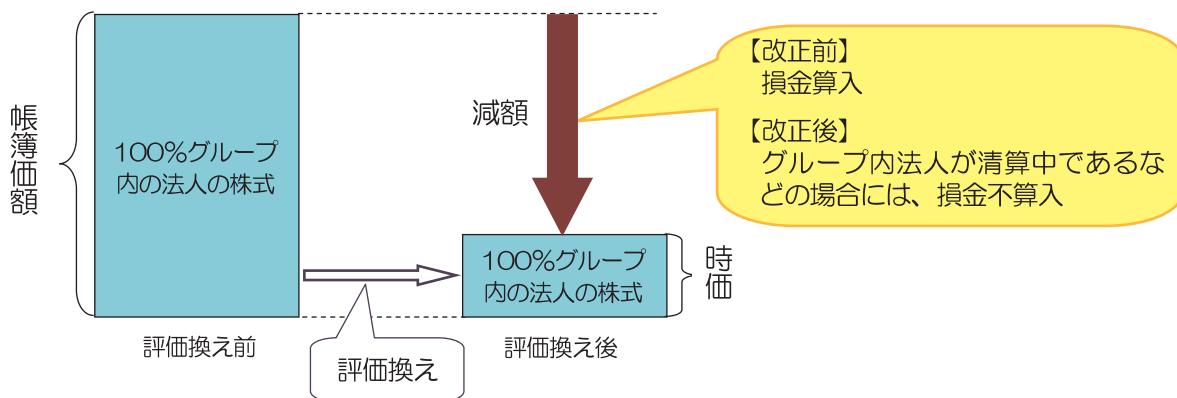
- ① 災害による著しい損傷によりその資産の価額が帳簿価額を下回ることとなったなど一定の事実が生じた場合において、評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したとき
- ② 更生計画認可の決定があったことにより会社更生法等の規定に従って行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合
- ③ 内国法人について再生計画認可の決定など一定の事実が生じた場合において、その資産の価額について一定の評定を行っているとき

〔改正の内容〕

内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で次に掲げるものの株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資については、評価損を損金算入しないこととされました（法 33⑤、令 68 の 3）。

- ① 清算中の内国法人
- ② 解散（合併による解散を除きます。）をすることが見込まれる内国法人
- ③ 内国法人でその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人との間で適格合併を行うことが見込まれるもの

《イメージ図》



〔適用時期〕

平成 23 年 6 月 30 日以後に行う評価換え及び同日以後に生ずる再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる一定の事実について適用されます（23 年 6 月改正法附則 12）。

4 複数の大法人の 100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し

〔制度の概要〕

法人のうち各事業年度終了の時において一の大法人*との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人については、以下の中小企業向け特例措置の適用がないこととされています。

中小企業向け特例措置

- ① 軽減税率（法 81 の 12、旧法 66、143、措法 42 の 3 の 2、68 の 8）
- ② 特定同族会社の特別税率の不適用（法 81 の 13、旧法 67）
- ③ 貸倒引当金の法定繰入率（旧措法 57 の 10、68 の 59、措令 33 の 9、39 の 86）
- ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度（旧措法 61 の 4、68 の 66）
- ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度（法 80①、81 の 31①、旧措法 66 の 13、68 の 98）

【用語説明】

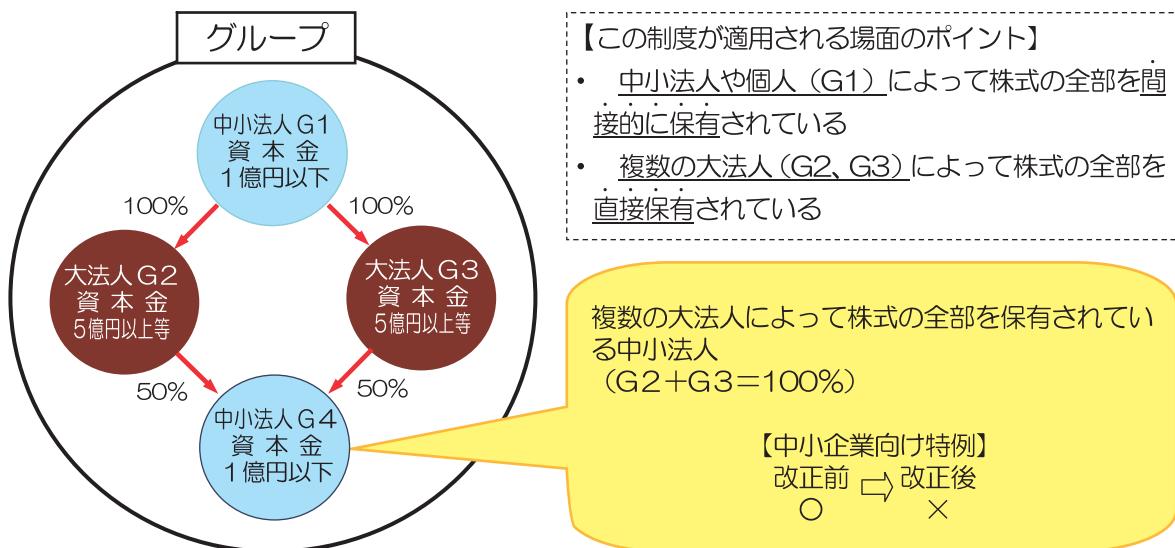
(大法人)

- * 大法人とは、次の法人をいいます（旧法 66⑥二、143⑤二、法令 139 の 6 の 2、189）。
 - イ 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人
 - ロ 保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含みます。）
 - ハ 法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人

【改正の内容】

完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人についても中小企業向け特例措置が適用されないこととされました（法 66⑥三、67、80①、81 の 12⑥、81 の 13、81 の 31①、143⑤三、措法 42 の 3 の 2、57 の 10①、61 の 4①、66 の 13、68 の 8、68 の 59①、68 の 66①、68 の 98）。

《イメージ図》



（注）この改正の適用範囲は、複数の大法人の 100% 子法人に限られず、例えばその 100% 子法人の子法人、孫法人についても適用されます。

【適用時期】

平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 23 年 6 月 30 日前に終了する事業年度を除きます。）の所得に対する法人税について適用されます（23 年 6 月改正法附則 13、16、50、61、71、76）。